

Q 1 : 全体会資料 p 7 の「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」について、「〇〇ができるようになる」ためには「△△を学ぶ」のか、「△△を学ぶ」ことによって「〇〇ができるようになる」のか、どちらの捉え方が新学習指導要領での考え方なのでしょうか。

A : 中央教育審議会答申（平成28年12月21日）には、「学習指導要領等の改善の方向性」として次のように示されています。

…学習する子供の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理する必要がある。その上で、整理された資質・能力を育成するために「何を学ぶか」という、必要な指導内容等を検討し、その内容を「どのように学ぶか」という、子供たちの具体的な学びの姿を考えながら構成していく必要がある。

したがって、新学習指導要領では「何ができるようになるのか」という観点から育成を目指す資質・能力が整理され、それらの資質・能力を育成するために「何を学ぶか」という、必要な指導内容等が検討され、枠組みが見直されました。

Q 2 : 全体会資料 p 12 の 7 項目に、「道徳教育の充実」が入っていないのはなぜでしょうか。

A : 全体会資料 p 12 の 7 項目は、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施される教育内容の改善・充実を示しています。「特別の教科 道徳」については、小学校が平成30年度、中学校は平成31年度から全面実施されますので、7項目とは別に p 16, 17 に「参考」として示しています。

Q 3 : 教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力について、学ぶ意欲、主体性等に関わる「学びに向かう力、人間性等」が一番前にこないのはなぜでしょうか。

各教科等の目標や内容も「知識及び技能」が最初に表記され、「学びに向かう力、人間性等」が最後に表記されていますが、どのような意味があるのでしょうか。

A : 学校教育法第30条第2項に「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定されていることから、この並びになっています。ただし、重要性の順に並んでいるわけではなく、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に軽重や順序性はありません。全体会資料 p 8 の図のように、相互に関連させながら育成を目指すことを重視します。

Q 4 : 「思考力・判断力・表現力等」の「等」とは何を示しているのでしょうか。

A : 現行学習指導要領で育むことを目指している「生きる力」を構成する三つの要素の一つに「確かな学力」があります。その「確かな学力」について、「知識や技能はもちろんのこと、これに加え、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等までを含めたもの」と説明されています。また、「確かな学力」の具体として、「知識・技能」「学ぶ意欲」の他、「思考力」「判断力」「表現力」「課題発見能力」「学び方」「問題解決能力」が示されています。このように、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な「思考力」「判断力」「表現力」以外の力を「等」で表現しています。

- Q5： 全体会の資料によると、全ての教科等を三つの観点で評価するというのでしょうか。
- A： 新学習指導要領の下での評価の在り方について、平成28年12月の中央教育審議会答申では、各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で整理するとしたことを踏まえ、目標に準拠した評価を推進するために、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点により、観点別評価を行うことが提言されています。具体的には、文部科学省において現在、専門的な検討を行っています。
- Q6： 新学習指導要領には、各教科等の目標、内容が「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の順で表記されていますが、指導要録の観点別評価もこの順で表記されることになるのでしょうか。
- A： 指導要録の在り方など、新学習指導要領の下での学習評価については、文部科学省において現在、専門的な検討を行っています。
- Q7： 小学校第4学年において、特別活動のクラブ活動の時間を減らして外国語活動の時間を捻出することは、どれぐらいの時間まで可能でしょうか（現在、小学校第4学年においてクラブ活動を10時間実施しています。何時間まで減らすことができるのでしょうか）。
- A： クラブ活動の授業時数は特に示されていませんが、クラブ活動の特質である「児童の自発的、自治的な活動」を効果的に展開するために、各校が必要と思われる授業時数を、年間、学期、月ごとに適切に設定することが大切です。
- Q8： 小学校でプログラミング教育を各教科等に導入する際の留意点はどのようなものですか。
- A： 小学校段階において学習活動としてプログラミングに取り組むねらいは、児童がプログラミング言語を覚えたり、その技能を習得したりといったことではなく、「プログラミング的思考」と呼ばれる論理的な思考力の育成、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などの育成、各教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることです。各校においては、こうしたプログラミング教育のねらいを踏まえ、教科等における学習上の必要性や学習内容と関連付けながら、無理なく確実に実施できるよう、教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する教科・学年・単元・題材を決定し計画していくとともに、必要なICT環境を整えていくことが求められます。
- Q9： 移行期間中の教育課程について、「全部又は一部について新学習指導要領によることができる」とされた教科の指導に当たっては、移行期間中は現行学習指導要領によってもよいということでしょうか。
- A： 移行期間中は、各校の判断によりその全部又は一部について新学習指導要領による教育課程を編成し実施することができます。
なお、指導に当たっては、現行学習指導要領、または新学習指導要領のいずれによる場合でも、今回の改訂の趣旨を生かした指導となるよう十分配慮する必要があります。
小学校においては、現行小学校学習指導要領及び新小学校学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、(中学校においては、現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領において目標及び内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、特に、平成32年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては)、前年度における指導内容

を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分留意し、新学習指導要領に円滑に移行できるようにする必要があります。

- Q10： 移行期間中の各教科等の評価はどのように行っていくとよいでしょうか。
- Q11： 移行期間中の小学校第3学年及び第4学年の外国語活動15時間の評価はどのように行えばよいのでしょうか。
- A： 移行期間中の学習評価の在り方については、次の取扱いとなっていますので、御留意ください。

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成29年7月7日文部科学省事務次官通知）

第1 小学校等の移行期間中の教育課程について

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととし、移行期間中における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおりとすること。

(1) 移行期間中における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。

(2) 移行期間中における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

第2 中学校の等の移行期間中の教育課程について

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

<（参考）次期学習指導要領に係る移行措置の取扱いについて
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387780.htm>

- Q12： 小学校では来年度から、年間指導計画の内容や領域名などを全教科等で直していかなければいけないのでしょうか。
- A： 来年度、全面実施になる道徳科，教科用図書を使用しない，総合的な学習の時間及び特別活動，学習の一部に変更がある国語，社会，算数，理科，小学校第3学年及び第4学年に新しく導入されるとともに小学校第5学年及び第6学年で授業時数が増加した外国語活動では、現在各校で作成し、活用している年間指導計画の内容や領域名などについて必要な見直しを行うことが求められます。
- また、移行期間中の教育課程について、「全部又は一部について新学習指導要領によることができる」とされた教科（生活，音楽，図画工作，家庭及び体育）については、Q9のAを参照してください。
- Q13： 新学習指導要領に対応した各教科等の年間指導計画を作成するに当たり、例はありますか。
- A： 新学習指導要領に対応した年間指導計画の例は示されていません。質問のあった部会の教科等の年間指導計画の作成についての留意点は次のとおりです。

【小学校音楽】

年間指導計画の作成に当たっては、一題材の学習過程だけではなく、年間を見通して、各題材間における各領域や分野の関連を図ることが大切です。

【小学校図画工作】

年間指導計画の作成に当たり、学習指導要領に示された目標及び内容を十分理解する必要があります。その上で児童の発達の特性や実態に応じ、低学年、中学年、高学年の中の2学年間の見通しをもち、表現及び鑑賞の活動を通して児童の資質・能力の育成を目指す計画を立てることが大切です。また、表現及び鑑賞の各活動において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕を小学校図画工作科と中学校美術科において一貫して育成することに配慮し、中学校美術科などの学習も視野に入れつつ、小学校6年間を見通した計画的かつ継続的な指導計画を作成することが大切です。

【特別活動】

年間指導計画の作成に当たっては、現在、活用している自校の年間指導計画を基にして、小学校においては、現行学習指導要領における学級活動(2)の内容を、新学習指導要領で示されている学級活動(2)(3)の内容項目に合わせて見直す必要があります。同じく中学校においても、現行学習指導要領における学級活動(2)(3)の内容を、新学習指導要領で示されている学級活動(2)(3)の内容項目に合わせて見直す必要があります。

Q14： 小学校国語について、教科書が変わらずに、どのように漢字（増えた分）を扱っていくのですか。別冊が出るのでしょうか。

A： 教科用図書の発行者が別冊資料を作成しています。移行期間中は、それを参考に漢字の指導を行ってください。

Q15： 現行「小学校学習指導要領解説理科編」での「子ども」「こん虫」の言語表記は、新「小学校学習指導要領解説理科編」では「子供」「昆虫」に変わるのでしょうか。

A： そのとおりです。

Q16： 文部科学省のホームページにあった、小学校理科の「観察・実験の手引き」は改めて出るのでしょうか。

A： 現在文部科学省に問合せ中です。

Q17： 「中学校学習指導要領解説理科編」の「圧力」について、なくなったわけではないということですが、「気圧」「水圧」以外では扱わないということでしょうか。

A： そのとおりです。

Q18： 「中学校学習指導要領解説理科編」では、第3学年ではこれまで以上に学びを振り返ってレポート等の表現物や発言等につなげることを重視していますが、短時間でやっていくということでしょうか。

A： 学びを振り返るとは、探究の過程を振り返るということです。したがってこれまでと同様、探究の過程の中に振り返りを位置付けることを重視するということです。新たに時間設定をし、レポート等を作成しなければならないということではありません。

Q19： 「小学校学習指導要領解説音楽編」で現行と変わったところ、新しく入ったところを具体的に授業の中でどう取り上げていくかということについて、具体例をまとめたものはありますか。

A： 新学習指導要領に対応した授業例はまだ示されていません。事項の示し方が変わっていますが、内容については大きな変更はありません。ただし、移行期間中にお

いては、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組むことができるようにする必要があります。「音楽的な見方・考え方」は〔共通事項〕とも深い関わりがあるため、引き続き〔共通事項〕を「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分に指導することが大切です。

Q20： 中学校音楽において、新学習指導要領に示された目標が変わったことにより、各領域や分野をどのような割合で行っていくとよいのでしょうか。

A： 目標の示し方は変わりましたが、内容に変更はありませんので現行と同様です。

Q21： 中学校音楽において、新学習指導要領に示された新しい事項をどのように学習指導案に入れていくとよいのでしょうか。学習指導案の例はありますか。

A： 学習指導案作成の例は示されていません。「中学校学習指導要領解説音楽編平成29年6月」には、各領域ごとに事項の組合せ例が記載されていますので、参考にしてください。

Q22： 小学校体育における、深い学びとはどのようなことをいうのでしょうか。

A： 深い学びの捉え方は一様ではありませんが、「自己の運動や健康についての課題を見付け、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決すること」が考えられます。教材と豊かに関わり、運動の特性にふれる楽しさを味わうとともに、運動の意味や価値等に気付くようにすることが大切です。

Q23： 小学校体育における、「見方・考え方」を働かせる学習過程の工夫とはどういうことでしょうか。

A： 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすることが大切です。その際、体育や保健の見方・考えを働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ることや、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意することが大切です。教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。

Q24： 中学校保健体育における、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、3年間を見通した指導計画の在り方をどのように考えるとよいのでしょうか。

A： 教育課程は各校が主体的に編成することが大切です。その際、「指導計画の作成と内容の取扱い」を踏まえて、3年間を見通しをもった年間指導計画を作成することとなりますが、作成に当たっては、体育分野及び保健分野の指導内容の関連を踏まえること、体育・健康に関する指導につながる健康安全、体育的行事等との関連について見通しをもつなど、保健体育科を中心とした「カリキュラム・マネジメント」の視点から計画を立てることが大切です。また、年間指導計画で配当した単元ごとの指導計画を作成する際、資質・能力の三つの柱の具体的な指導内容を計画的に配当し、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導を充実させることが大切です。

Q25： 中学校保健体育を通じて目指す10年後の子どもの具体的な姿とはどのようなものなのでしょうか。

A： 「体育の見方・考え方」からは、「場面、場面で自分は運動やスポーツに対し、『する・見る・支える・知る』のどの点から関わることができるかを考え、実践することができること」と考えられます。
「保健の見方・考え方」からは、「健康や安全に関する正しい原則を理解し、そ

の知識を基に様々な健康・安全に関する情報について正しい判断ができること、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上ができること」と考えられます。

Q26： 「特別の教科 道徳」の教科書はいつ頃配付になりますか。

A： 「特別の教科 道徳」は、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から全面実施となりますので、「特別の教科 道徳」の教科用図書は、小学校は平成30年3月、中学校は平成31年3月に配付されます。

Q27： 「特別の教科 道徳」の全面実施に伴って、指導要録の形式はいつから変わりますか。

A： 指導要録に「特別の教科 道徳」の記述欄が入るのは、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度からです。なお、次の通知に「参考様式」が示されていますので参照してください。

＜「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部、中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成28年7月29日文部科学省事務次官通知）参照＞

Q28： 指導要録には、道徳科の授業のみにおける評価を書くのでしょうか。全教育活動の中で評価できるものを書いてよいのでしょうか。

A： 道徳科の評価は、道徳科の授業が対象となります。指導要録の場合には、「特別の教科 道徳」の欄に、道徳科の授業における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況等について文章で記述します。

学校の道徳教育の目標の下、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の評価は、指導要録の場合には、教育活動全体を通じて見られた児童生徒の道徳的な行為を基に、児童生徒の成長の状況を総合的に捉え、「行動の記録」に○を付け、「総合所見及び指導上参考となる諸事情」の欄に文章で記述します。この扱いについては、道徳の「特別の教科」化により変わるものではありません。

Q29： 「特別の教科 道徳」の評価の書き方の例はありませんか。

A： 文部科学省では評価の記述例は出していません。例えば、各学年ごとに評価のために集める資料や評価方法を明確にしておくことや、評価結果について教師間で検討し、評価の視点などについて共通認識をもつこと、実践事例を蓄積し共有することなどが重要です。そして、これらのことが、各個人の教師に任せられ、個人として行われるのではなく、校長及び道徳教育推進教師のリーダーシップの下に、学校として組織的・計画的に行われることが必要です。